

# 租税特別措置法施行令

## 第二章 所得税法の特例

### 第二節 特別税額控除及び減価償却の特例 (特定設備等の特別償却)

#### 第五条の八 (略)

- 2 法第十一条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項において同じ。）、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第四項において同じ。）及び海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第七項に規定する船舶貸渡業とする。
- 3 法第十一条第一項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める船舶は、鋼船（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち、海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）又は沿海運輸業の用に供されるもので、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。
- 4 法第十一条第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。
- 5 (略)
- 6 法第十一条第一項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する特定設備等につき五年を超えない範囲内で財務大臣が定める期間とする。
- 7 法第十一条第一項に規定する政令で定める個人は、第二項に規定する船舶貸渡業を営む個人とする。
- 8 財務大臣は、第一項若しくは第五項の規定により機械その他の減価償却資産を指定し、又は第六項の規定により期間を定めたときは、これを告示する。
- 9 国土交通大臣は、第三項又は第四項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

## 第三章 法人税法の特例

### 第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例 (特定設備等の特別償却)

#### 第二十八条 (略)

- 2 法第四十三条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項において同じ。）、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第四項において同じ。）及び海上運送法第二条第七項に規定する船舶貸渡業とする。
- 3 法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める船舶は、鋼船（船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち、海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）又は沿海運輸業の用に供されるもので、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。
- 4 法第四十三条第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。
- 5 （略）
- 6 法第四十三条第一項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する特定設備等につき五年を超えない範囲内で財務大臣が定める期間とする。
- 7 法第四十三条第一項に規定する政令で定める法人は、第二項に規定する船舶貸渡業を営む法人とする。
- 8 財務大臣は、第一項若しくは第五項の規定により機械その他の減価償却資産を指定し、又は第六項の規定により期間を定めたときは、これを告示する。
- 9 国土交通大臣は、第三項又は第四項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

## 第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例

### （特定設備等の特別償却）

#### 第三十九条の四十九 （略）

- 2 法第六十八条の十六第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、第二十八条第二項に規定する海洋運輸業、沿海運輸業及び船舶貸渡業とする。
- 3 法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める船舶は、鋼船（船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち、前項に規定する海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）又は前項に規定する沿海運輸業の用に供されるもので、第二十八条第三項の規定により国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。
- 4 法第六十八条の十六第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、第二十八条第四項の規定により国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

5 (略)

6 法第六十八条の十六第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 (略)

二 法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産 法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産につき第二十八条第六項に規定する財務大臣が定める期間

三 (略)

7 法第六十八条の十六第一項に規定する政令で定める連結法人は、第二項に規定する船舶貸渡業を営む連結法人とする。